

監査結果公表第23-11号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成24年3月2日

八尾市監査委員	八百康子
同	平田正司
同	花村茂男
八尾市監査委員職務執行者	富永峰男

記

1 措置の通知

平成19年度定期監査（土木部）の結果に対する措置の通知

平成24年2月23日付け八土土総第220号

平成19年度定期監査（保健福祉部）の結果に対する措置の通知

平成24年2月23日付け八健地第246号

平成20年度定期監査（建築都市部）の結果に対する措置の通知

平成24年2月21日付け八建都政第1125号

平成20年度定期監査（水道局）の結果に対する措置の通知

平成24年2月23日付け八水第1800号

平成21年度定期監査（財政部）の結果に対する措置の通知

平成24年2月22日付け八財財第124号

平成21年度定期監査（経済環境部）の結果に対する措置の通知

平成24年2月21日付け八経産産第121号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 19 年度実施保健福祉部定期監査の結果に対する措置等の内容
 旧保健福祉部高齢福祉課（現健康福祉部高齢福祉課）

指摘事項	本通知時まで講じた措置又は改善方針等		H23. 2. 21 までの取り組み等の内容	
<p>3 包括外部監査の意見について</p> <p>平成 15 年度の包括外部監査において、高齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱の不備及び当該補助金額の見直しについて意見が出され、現在まで数度にわたり検討経過が報告されているが、当該団体とも協議の上、早期改善に向けて努力されたい。</p>	措置状況	2. 措置予定	措置状況	2. 措置予定
		<p>平成 23 年 4 月より (社) 八尾市シルバー人材センターが公益社団法人へ移行したことを受け、次年度予算案の策定過程において、補助金額及びその支払方法について、法人や財政課等との協議を行い、決定した内容に基づき平成 24 年 4 月に要綱の改正を行う予定です。</p>		<p>(社) 八尾市シルバー人材センターの上部機関である (社) 全国シルバー人材センター事業協会や (社) 大阪府シルバー人材センター協議会を中心に調査・研究が行われ、平成 23 年 4 月 1 日を目標に、公益社団法人への移行が行われるため、この動向を見定め、補助金要綱の不備について整備を行ってまいります。</p>

平成 19 年度実施保健福祉部定期監査の結果に対する措置等の内容
 旧保健福祉部障害福祉課（現健康福祉部障害福祉課）

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H23. 2. 21 までの取り組み等の内容	
<p>7 包括外部監査の意見について</p> <p>平成15年度の包括外部監査の意見に対し、簡易心身障害者通所授産所運営費補助金及び同整備費補助金においては改善の方針はあるものの未だ措置が講じられていないものが見受けられるので、早期改善に向けて努力されたい。</p>	措置状況	<p>1. 措置済 (平成 23 年 6 月 1 日)</p> <p>簡易心身障害者通所授産所運営費補助金の支給対象施設（2ヶ所）が、いずれも平成 23 年度からは新体系サービス事業所に移行したため、同補助金についても廃止しました。</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p> <p>簡易心身障害者通所授産所運営費補助金の支給対象施設（2ヶ所）が、いずれも平成 23 年度からは新体系サービス事業所に移行する予定であり、同補助金についても、平成 22 年度末をもって廃止する予定です。</p>

平成19年度実施保健福祉部定期監査の結果に対する措置等の内容
 旧保健福祉部健康管理課（現健康福祉部保健推進課）

指摘事項	本通知時まで既に講じた措置又は改善方針等	H23. 2. 21 までの取り組み等の内容
<p>6 契約事務について (1) 住民健診等にかかる業務委託契約について、長期にわたり随意契約で行われているのが見受けられたので、入札による契約方法を検討されたい。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>住民健診等の集団検診にかかる業務委託契約を行う上で (1) 国の基準を満たす精度管理を行うこと (2) 検診車の台数が多く、土日、夜間を含め市の要望に柔軟に対応すること (3) 健診結果のデータが当課の健康管理システムにデータ注入できるような様式に対応できること</p> <p>などの条件が、健診事業における市民サービスを低下することなく継続するための必須の条件となります。</p> <p>今年度は既に契約を締結しておりますので、次年度より、見積書徴取において、新規業者を追加するなど、より透明性、競争性に留意し、契約方法の見直し等を行ってまいります。</p>	<p>措置状況 3. 検討中</p> <p>市民の健康増進については、八尾市医師会との連携は不可欠なものであることから、住民健診は、医師の診察及び健診判定を八尾市医師会へ、その他の検査業務は健診機関へ委託する形態で実施しております。</p> <p>また、がん検診等の受診率向上や市民の利便性を考慮し、肝炎ウイルス検診や生活機能評価、一部のがん検診も同時実施が行えるよう健診機関へ委託しております。</p> <p>今後もこれらの実施形態を維持し、市民サービスの低下を招くことなく、健診実施を可能とすることを前提に、検討を重ねてまいりましたが、検診車を有しかつ各条件を満たした上で、本市の必要とする検診回数への対応を継続して必要とすること、また受診率向上のため市民の受診機会を可能な限り確保する必要から、早期より健診日程等の調整を行わざるを得ない現状においては、入札による健診機関の選定は困難な状況ではありますが、指摘事項をふまえた上で、公平性・透明性を確保した健診機関の適正な選定方法について、引き続き検討してまいります。</p>